

2. 既収載医薬品の薬価算定方式②

～特例的なルール～

3(2)

① 後発品が薬価収載された場合の先発品の薬価引下げ

- 最初の後発品が薬価収載された後の最初の薬価改定に該当する先発品(希少疾病用医薬品等を除く。)については、基本的なルールによる改定後の薬価から、さらに4~6%引下げ。

3(2)

② 薬価の再算定を行う場合

- ア) 使用方法、適用対象患者等の変化等により、使用実態が著しく変化し、当初の予想販売量を大幅に超えて販売された医薬品(市場拡大再算定)
- イ) 主たる効能及び効果の変更がなされた医薬品(効能変化再算定)
- ウ) 主たる効能及び効果に係る用法又は用量に変更があった医薬品(用法用量変化再算定)
- エ) 保険医療上の必要性は高いが、薬価が低額であるために製造等の継続が困難である医薬品(不採算品再算定)

4(2)